

出 校 免 除 届  
(学校健康安全施行規則関係)

令和 年 月 日

鳥取県立米子工業高等学校長 様

科 年 番

(生徒氏名)

(保護者氏名)

学校保健安全法施行規則で出席停止に該当する学校感染症に下記のとおり診断されましたが、病状が回復しましたので、出校免除届を提出します。

記

1 病 名 \_\_\_\_\_

2 出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) 限 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) まで

※医療機関が示す療養期間を守るとともに、療養期間中は他者との接触をさけ、療養につとめください。

※登校する際には、出校免除届を保護者の方が記入のうえ、担任へ提出してください。

※可能な範囲で医療機関を受診したことを証明できる書面1通（調剤明細書の写し、薬情報の写し等）を添付してください。

※新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザについては、最初の受診時に医師から指示される場合もありますが、別紙「出席停止期間の基準」に基づき、保護者が生徒の状況を確認することとしますので、再度医療機関を受診し、医師に許可を得る必要はありません。

※インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症については、別紙「出席停止期間の基準」の記載もお願いします。

校長	教頭	教頭	主幹教諭	教務主任	保健部	担任

## 学校保健安全法施行規則第19条による学校感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、感染性胃腸炎）

## 出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条より抜粋）

第一種		治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ※発症した日を0日とし、翌日からカウントする
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症した日を0日とし、翌日からカウントする
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認められるまで	
第三種		症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

## 出席停止期間の基準

保護者様

新型コロナウイルス感染症による療養後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注:2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

発症した後、5日を経過しました。

※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。  
発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。

症状が軽快した後、1日を経過しました。

※症状が軽快した日を0日と数えます。症状軽快から1日経過し、2日目から登校が可能です。

## 「新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準」早見表

※発症日からの日付を記入してください。

		発症日 0日目 ( / )	発症後 1日目 ( / )	発症後 2日目 ( / )	発症後 3日目 ( / )	発症後 4日目 ( / )	発症後 5日目 ( / )	発症後5日を 経過した後	
例 1	発症後1日目に症状が 軽快した場合	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	☑ 登校可 能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例 2	発症後2日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	☑ 登校可 能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例 3	発症後3日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	発症後 5日目	☑ 登校可 能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例 4	発症後4日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	☑ 登校可 能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例 5	発症後5日目に症状が 軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>軽快</u>	軽快後 1日目	☑ 登校可 能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

◎ 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。

◎ 発症後5日以降に症状が軽快した場合(例5)は、出席停止期間が延長されます。